



人事院勧告を反映し、保育士給与引き上げへ
～内閣府、人勧の対応を連絡～

◆昨年8月の人事院勧告で国家公務員給与が改定されたことに伴い、勧告を反映させた「子どものための教育・保育給付費国庫負担金」（施設型給付費・委託費）の対応案に関する事務連絡が、1月29日付で発出されました。これによって当初単価に基づく委託費総額の1.29%相当額が遡及改正分とみなされ、同額以上を職員の処遇改善に充てることとされます。

保育所の委託費における人勧改定の反映内容は右表の通りで、平均すると保育士は1.9%、調理員は2.0%のアップです。このほか、加算についても保育の受け皿を拡充するため、賃借料加算を実態に応じた水準に見直す方針で、都市部の20人定員の保育所で見ると、これまで年間156万円だったのが同約400万円に拡大されます。

また、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善によって保育士の定着につなげるため、キャリアのある保育士が若手とともにチームで保育する「チーム保育推進加算」を創設することも示されました。職員の平均勤続年数などの加算条件を満たせば1人分の保育士人件費相当分を加算するもので、同省は私立保育所全体の約1割が対象になると見込んでいます。

(参考：内閣府HP/福祉新聞)

保育所における人件費積算基準の改定				
	本俸基準額		年額人件費	
	2015年度当初	2015年度改定後	2015年度当初	2015年度改定後
所長	251,500円	253,300円	約467万円	約470万円
主任保育士	231,744円	234,498円	約431万円	約439万円
保育士	197,268円	199,920円	約363万円	約370万円
調理員	168,100円	170,600円	約299万円	約305万円

＜チーム保育推進加算の適用条件＞

- 公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育士を超えて保育士を配置。
- チームリーダーの位置付けやキャリアのある保育士と若手保育士がともに保育するなどのチーム保育体制を整備。
- 職員の平均勤続年数が15年以上。
- 加算分による増収は当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること。

国有地を介護施設に優先貸し出し
～財務省、未利用国有地のリスト公表～

◆財務省は、介護離職ゼロに向けた取組として、用地確保が困難な都市部を中心に社福へ国有地を割安に貸し出す方針を示したことに伴い、未利用国有地のリストを各財務局などを通して公表し始めています。

昨年の一億総活躍国民会議の中で、介護施設などの整備促進に向け国有地を安く貸し出す方針が示され、今年1月から制度が始まっています。

この制度は東京や大阪、福岡など、8つの都道府県にある国有地を特養や養護老人ホームなどに貸し出す場合、始めの10年間の賃料を民間への賃貸に比べて半額にするもので、2021年3月末までに契約した場合この制度が利用できます。同省は国有地を介護施設等の整備に充てるため、各財務局などを通して活用できる土地の所在地や面積などの情報提供を始めており、先月末にはこの制度を利用した全国で初となる契約が結ばれ、東京都世田谷区の土地が地元の社福に貸し出されることになっています。

同省は自治体と協力して制度の周知を進めていく方針で、今回の情報提供はその一環と考えられます。

(参考：財務省HP/CBニュース他)

介護、軽度者サービス縮小
～報酬改定の議論始まる～

◆17日、社保審介護保険部会が開催され2018年度の介護報酬改定に向けた議論が始まりました。軽度者への一部サービスを介護保険給付の対象から外すなど、これまでの議論同様、介護給付費を抑える方向にあります。

軽度者へのサービス見直しについては調理や買い物などの生活援助サービスや福祉用具、住宅改修などを給付対象から外し、全額自己負担にすることが議論されている模様です。

また、介護保険料の見直しについても徴収年齢を現在の「40歳以上」から引き下げるほか、平均年収の高い人から保険料を多く徴収することなどが検討されています。これまでサービス給付の見直し議論が中心でしたが、現役世代にも負担を求めていくことが検討されています。

今後は年末までに結論を出し来年の通常国会に介護保険法改正案を提出する流れになる予定です。

(参考：厚労省HP/産経新聞ウェブ)

＜国有地活用までの流れ＞

